

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 愛知・地域ねこ応援団 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一般市民や行政機関に対して、動物愛護の精神に基づき、猫や動物の生きる権利と、人と動物が適正に共生するための各種事業を行い、命の尊厳を唱え、心の豊かさや友愛の情操を育み、人間と動物たちが共生する社会を構築することで、広く社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 犬猫殺処分排除に繋がる事業

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律の普及啓発と実行や執行の推進事業
- ② 飼い主不明猫への TNR(捕獲→手術→元いた場所へのリリース)活動及び促進事業
- ③ 飼い主不明猫の地域猫活動促進事業
- ④ 飼い猫の殺処分排除に関わる推進事業
- ⑤ 飼い主不明猫の譲渡率引き上げに関する事業
- ⑥ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(2) 人と動物のよりよい関係（ヒューマンアニマルボンド）を築く事業

- ① 動物の遺棄、虐待排除に関わる啓発事業
- ② 動物を通じての町づくり及び環境の保全を図る啓発推進事業
- ③ 全国の悪質ブリーダー排除に関わる事業
- ④ 全国の愛護動物行政に対する改善要請や請願活動に関する事業
- ⑤ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(3) その他の事業

- ① ペットと暮らす高齢者の生活環境改善推進事業
- ② 緊急災害時における被災動物の愛護及び保全などに関する緊急災害時動物対策推進事業
- ③ 物品及び刊行物の販売斡旋事業
- ④ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助けるために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者(入会)

第7条 当法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

但し、正会員は、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、第17条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該当会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れること

はできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、正会員及び名誉会員の氏名又は名称及び住所を記載し、名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第16条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各正会員に対して発する。
3. 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他の法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。その場合、委任状又は電磁的記録による委任状を提出するものと定める。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事または正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、正会員の全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

3. 理事が正会員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面、または電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 役員

(員数)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第25条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業計画及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に報告しなければならない。代表理事は、この作成を税理士に依頼することも可能である。

(1) 事業報告及び事業報告の附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに、これらの附属明細書

2. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第37条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年12月末日までとする。

(設立時理事、代表理事及び監事)

第39条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 清家 照美

設立時理事 植木 祐子

設立時理事 阪田 泰志

設立時代表理事 清家 照美

設立時監事 浅井 立子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第40条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所省略

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に

よるものとする。

以上、一般社団法人愛知・地域ねこ応援団設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。